

子育ての経済的負担を軽減するために ～幼稚園の保育料などを減免します～

幼稚園に3歳から5歳のお子さんが通園しているご家庭では、申請により保育料などの減免を受けることができます。対象となる家庭と減免限度額は次のとおりです。該当する場合は、各幼稚園から渡される「保育料等の減免に関する調書」に必要事項を記入して、幼稚園に提出してください。

(額：年額 平成25年度)

区分	従来条件(1人就園または兄・姉が幼稚園児の場合)		新条件(兄・姉が小1～3の場合)			
	1人就園及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)	小学校1～3年生の兄・姉が1人いて、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1～3年生の兄・姉が1人いて、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉が2人以上いる園児(第3子以降)	
公立	生活保護世帯・町民税非課税世帯・町民税所得割非課税世帯	20,000円	50,000円	79,000円	35,000円	79,000円
	上記区分以外の世帯	—	—	79,000円	—	—
私立	生活保護世帯	229,200円	268,000円	308,000円	249,000円	308,000円
	町民税非課税世帯・町民税所得割非課税世帯	199,200円	253,000円	308,000円	226,000円	308,000円
	町民税所得割課税額が77,100円以下の世帯(※)	115,200円	211,000円	308,000円	163,000円	308,000円
	町民税所得割課税額が211,200円以下の世帯(※)	62,200円	185,000円	308,000円	114,000円	308,000円
	上記区分以外の世帯	—	—	308,000円	—	—

※ 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合計します。「従来条件」と「新条件」の両方に該当する場合は、該当する世帯全体の総負担額を両条件で比較し、保護者負担が低い方の条件を適用します。ただし、同一世帯での両条件の組み合わせはできません。ご不明な点はお問い合わせください。

【問合せ】 こども課 学校教育担当 ☎62-0823

イーグルバス花見台工業団地路線一部運行時間変更のお知らせ

平成25年7月1日より花見台管理センター前から、武蔵嵐山駅(東口)に向かう路線の時刻表の一部が下記のとおり変更になります。お間違のないようご注意ください。

6月30日(変更前)

バス停	時刻		
花見台管理センター前	17:05	17:30	18:05
花見台工業団地第2	17:06	17:31	18:06
花見台工業団地中	17:06	17:31	18:06
花見台工業団地第1	17:07	17:32	18:07
花見台第1公園前	17:07	17:32	18:07
花見台工業団地下	17:08	17:33	18:08
花見台工業団地南入口	17:09	17:34	18:09
文化村入口	17:10	17:35	18:10
嵐山町役場入口	17:11	17:36	18:11
武蔵嵐山病院	17:12	17:37	18:12
志賀郵便局前	17:13	17:38	18:13
新田沼公園入口	17:13	17:38	18:13
図書館前	17:14	17:39	18:14
武蔵嵐山駅(東口)	17:19	17:44	18:19

7月1日(変更後)

時刻		
17:04	17:31	18:02
17:05	17:32	18:03
17:05	17:32	18:03
17:06	17:33	18:04
17:06	17:33	18:04
17:07	17:34	18:05
17:08	17:35	18:06
17:09	17:36	18:07
17:10	17:37	18:08
17:11	17:38	18:09
17:12	17:39	18:10
17:12	17:39	18:10
17:13	17:40	18:11
17:18	17:45	18:16



変更



嵐山町の医療費状況

問合せ
町民課 保険年金担当 ☎62-2154

平成25年3月の加入者及び医療費状況(3月末人口:18,371人)

	加入者(人)	前月比(人)	人口に対する加入率	総医療費(円)	1人当り医療費(円)	前月比	医科入院の1件当り医療費(円)(県平均)	医科入院外の1件当り医療費(円)(県平均)
国保(一般)	4,975	-8	27.1%	137,860,254	27,711	97.3%	543,588(515,517)	14,686(13,064)
国保(退職※1)	512	2	2.8%	14,873,368	29,050	0.96%	551,342(563,694)	16,536(14,546)

※1) 厚生年金や共済年金の老齢年金を受けている65歳までの被保険者の方で、その年金制度への加入期間が20年以上ある方、若しくは、40歳以降10年以上の加入期間がある方とその方に扶養されている方が該当です。

◆◆◆高齢受給者証・限度額適用認定証(標準負担額減額認定証)の更新について◆◆◆

国民健康保険の高齢受給者証は、前年の所得に基づいて負担区分(負担割合)を見直し、新しい高齢受給者証を送付しています。今年度も平成25年8月から平成26年7月末日までお使いいただける高齢受給者証を7月下旬に送付いたします。(国民健康保険加入者で70歳以上75歳未満の方が対象です。)

また、窓口でのお支払いが限度額まで済む「限度額適用認定証」が申請により交付されます(住民税非課税世帯には、入院時の食事代の減額も併せた「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されます)。こちらの認定証も有効期限が7月末日となっておりますので、継続して入院している方などは8月以降、再度申請が必要です。

外来でも適用できるようになりましたので、必要な方は役場町民課保険年金担当の窓口にて申請してください。

第18回歯の健康まつり

6月2日小川町総合福祉センター「パトリアおがわ」において、「第18回歯の健康まつり」が開催され、約300の方が来場されました。各種コンクールにおいては、厳正なる審査の結果、嵐山町からは以下の方が優秀賞を受賞されました。おめでとうございます。



『親と子のよい歯のコンクール』 : 西山さよりさん・和花(ホノカ)さん親子(菅谷)
齋藤麻美さん・芽衣(メイ)さん親子(川島)

『8020よい歯のコンクール』 : 島田まつさん(鎌形)、富澤ふじ枝さん(菅谷)、清水喜代子さん(廣野)

『虫歯予防のポスターコンクール』 : 水谷瑠伽(ルカ)さん(杉山)